

日本血液疾患免疫療法学会「倫理・利益相反委員会」運営規程

第1条（設置）日本血液疾患免疫療法学会（以下「学会」という。）会則第8条に基づき、倫理・利益相反委員会を、理事会のもとに設置する。

第2条（目的）本委員会は、学会活動を医学的客観性、患者および被験者保護の倫理性、中立性と公正性を維持した状態で適正に推進させることを目的とする。

第3条（構成）本委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1）学会理事1～若干名
- （2）学会評議員0～若干名
- （3）学会会員0～若干名
- （4）委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を要請し、あるいは文書で意見を求めることができる

第4条（任命）委員長は理事会の議を経て理事長が任命する。

- 2 委員は委員長の推薦に基づき理事長が任命する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職を代行する。

第5条（任期）委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第6条（業務）委員会は次の業務を行う

- （1）「倫理に関する指針」の改廃
- （2）「利益相反に関する指針」の改廃
- （3）倫理に関する審議
- （4）利益相反に関する審議
- （5）（3）（4）の結果に係る是正措置等の理事会への助言
- （6）そのほか、倫理・利益相反に係る重要事項の審議

第7条（招集および議決）委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議決は出席者の過半数をもって行う。
- 4 当該議事における利益相反に含まれる委員は議決に参加しない。

第8条（記録の保管）委員会における決定事項については必要な文書（電磁的記録を含む）を保管するとともに、委員長が理事長および理事会に報告する。

2 記録の保管は学会事務局で行う。

第9条（責務）委員会の委員および学会事務局員は、業務等により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えい、または提供してはならない。その任を退いた後も同様とする。

第10条（改廃）本運営規程の改廃は、学会理事会の承認により確定されるものとする。

附則

第1条（施行期日）

本規定は、令和5年6月25日より施行する。